

令和6年度
中山間地域の集落営農法人の
継続性の確保に関する提案書

令和7年1月17日

5県集落法人等連絡協議会
(高知・広島・山口・島根・大分)

令和6年度 中山間地域の集落営農法人の継続性の確保に関する国への提案事項について

5 県（高知・広島・山口・島根・大分）
集 落 法 人 等 連 絡 協 議 会

今日、集落営農法人は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業の主要な担い手として、条件不利地である中山間地域の農地等の保全、集落機能の維持など農業・農村の維持・発展にとって、無くてはならない存在になっている。

このような中で、政府は本年6月に食料安全保障の確保などを基本理念とする改正食料・農業・農村基本法を公布・施行し、8月から新たな基本計画の策定に向けた検討を開始しているが、本年3月には(株)日本総合研究所が、7月には(株)三菱総合研究所が生産者や水田の減少により2040年以降にはコメなどの自給が困難になる可能性があることを公表している。わが国経済・社会は国際競争力のある産業の育成や少子・高齢化対策、地方活性化など様々な課題に直面しているが、主食であるコメの自給確保はわが国経済・社会の安定に不可欠の重要な問題である。

しかしながら集落営農法人を取り巻く環境は、引き続き資材価格等の高騰や鳥獣被害・自然災害が増加し、地域社会の衰退が進む中で、法人構成員の若返りやオペレーターなどの人材を確保することが難しくなっている。

そこで、集落営農法人が経営環境に応じて、規模拡大や生産性の向上、コスト削減や経営の複合化・多角化による収益性の向上、更には地域活性化に向けた取り組みを強化しながら、新たな担い手を確保し今後も集落営農法人に期待された役割を持続的に果たし、次世代につなぐため、国に対して、次の施策を実現するよう提案する。

1. 水田農業等基本対策の充実・強化

(1) 水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金の充実

令和9年度からの新たな水田対策については既に検討が開始されているが、水田活用の直接支払交付金等については土地利用型農業を主体とする集落営農法人の経営安定にとって、重要な役割を果たしており、水田のフル活用による食料自給率・自給力の向上を進める上からも、中山間地域等の再生産可能な交付金単価の設定と制度安定のための法制化を提案する。

(2) 水田活用の直接支払交付金制度における水張り水田の対応対策

いわゆる「5年水張りルール」について、水源が確保しにくい場合や、未整備田等で水路が十分整備されていない場合、土地改良事業期間中等の水張りを行いたくても実施できない場合（特に、中山間地域での懸念）があり、水活交付金の対象外となる条件不利水田は利用権を返上せざるを得ないため、

耕作放棄地の拡大につながってしまう。

そこで、水路、用水確保等の整備を含む圃場整備事業の加速化(鳥獣害対策を含む)、条件不利地域への配慮(水活交付金の代替措置)、圃場整備事業除外要件の拡充(事業計画から工事完了期間までの延長)、を提案する。

(3) 日本型直接支払制度の充実

中山間地域において営農活動を行うにあたり必要となる畦畔管理や鳥獣被害対策、水路、農道の整備等、集落営農法人をはじめとした担い手が行う活動を、適正に評価するとともに、実態にあった団地区域の設定方法の見直しにより、担い手の活動に対して十分な交付単価を設定することや、高齢化に対応した事務の簡素化を提案する。

(4) 持続可能な経営につながる農産物価格の形成

資材等の価格や人件費などが軒並み上昇するなか、他産業ではコスト上昇分の価格転嫁が進んでいるが農業分野では市場価格によって再生産価格を割り込む価格となっており、国内生産減少の加速化が懸念される。これでは、後継者が農業に魅力を感じる持続可能な経営を実現できないため、卸売市場法の改正などによって再生産が可能となる農産物価格の形成ができる仕組みづくりを早急に行うよう提案する。

(5) 次期食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の設定と実現に向けた施策の充実

8月より次期食料・農業・農村基本計画の検討が開始されたが、生産者や農地の減少で将来的に米の自給さえ危ぶまれる状況にあり、生産努力目標の設定にあたっては、食料自給率の向上や食料安全保障を最重点課題とし、意欲的かつ適切な目標を設定すること、またその実現のために中山間地を含む土地利用型農業の担い手を対象に機械等の更新を含む助成措置の強化や将来に渡って再生産が確保できる経営安定対策の強化を提案する。

(6) 農村地域の維持・活性化対策に向けた取り組みの強化

「限界集落」や「消滅集落」など、山間・中山間地域では、高齢化・過疎化が着実に進んでおり、かつては、兼業農家などの地域住民全員で維持していた農村コミュニティーは地域の産業や就労の場の減少によって「農業」のみで地域を支えていかざるを得ないこととなっている。しかしながら、道路や公共交通機関、学校や病院などの社会的インフラが衰退するなかで、残る「農業」での後継者・担い手の育成もまた、厳しさを増している。このため、山間・中山間地域の維持・活性化に向けて、農林水産省のみに止まらず、各省

庁横断で農村における地域資源を活用した複合産業の創出や就労の場の確保、定住環境の整備など対策の強化を提案する。

2 担い手の確保について

(1) 雇用就農資金や新規就農育成総合対策にかかる年齢要件等の緩和

農村地域では高齢化による深刻な担い手不足の状況にあるなか、雇用就農に対する支援の要件が50歳未満でないとは対象にならないというのは実態に合っていない。50歳以上の就農者は集落営農法人にとって、労働力確保だけでなく豊富な知識や経験を活かせる貴重な担い手になり得ることから、多様な人材を確保するために年齢及び所定労働時間の要件等の緩和を提案する。

(2) 農業版ハローワークや人材バンクの創設支援及び外国人材受入等幅広い人材活用

地域内潜在労力の有効活用による繁忙期の一時的な人材確保を図ることや、将来の人口減少に伴う労働力不足に対応するため、人材バンク等の取り組みに対する支援や、外国人材受入制度・農福連携事業等による幅広い人材活用が図りやすい環境づくりを提案する。

(3) 集落営農法人の広域連携組織の設立や運営に対する支援

中山間地域において、担い手の高齢化や減少が加速化する中、集落営農法人が雇用の創出や所得の拡大など、持続可能な経営を実現していくために行う広域連携組織の設立や合併等の取り組みに対し、コーディネーターの配置や広域化に必要な機械や施設整備等への支援制度の創設を提案する。

3 収益性の確保について

(1) 中山間地域農業の公益的機能等を評価した農地整備事業採択

中山間地域において基盤整備を行う場合、水稻経営でのコスト削減には限界があり、園芸品目等を導入する場合も一定面積以上でなければ費用対効果を発揮できず、事業採択に至らない場合が多い。

そこで、中山間地域においては農業を継続することが集落機能の維持や地域振興、防災等の公益的機能の発揮につながることから、このような機能を多面的に評価して事業採択が可能となるよう要件の緩和を提案する。

(2) 農業経営基盤強化準備金の要件緩和

現行の準備金制度では、積み立て期間が5年以内と定められており、機械の更新・導入時期に合致しないケースが多い。この制度の有効的な利用のため、積み立て期間の延長や計画変更手続きの簡素化等の要件緩和を提案す

る。

また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、復旧費用を当該制度の対応とするなど、弾力的な運用が認められるよう制度の見直しを提案する。

(3) 中山間地域におけるスマート農業にかかる支援策の充実

IoTなどを活用した「スマート農業」は、農作業の省力化や効率化推進のため今後の導入が期待される一方、高コストであるため、規模拡大がしやすく電波条件が良好な平坦地を中心に導入が進められている。

そこで中山間地域の狭小な圃場での利用を前提とした技術の研究・開発、農業用水管理の遠隔操作システムの導入、ドローン等の機械導入、及び免許取得に係る支援策や電波改善対策を提案する。

(4) 中山間地域での畦畔管理にかかる支援策の創設

中山間地域では畦畔率が高く、草刈り作業が規模拡大の阻害要因となっている。一部の基盤整備事業では畦畔緑化の支援メニューがあるが区画整備と一体的に行う場合に限定されている。

このため、畦畔緑化や防草シートの設置など畦畔管理の省力化に向けた単独の支援制度の創設を提案する。

また、無人草刈機導入に係る補助事業と、畦畔の緩傾斜化や幅広畦畔に係る再整備事業の創設、中山間地域でも簡易に畦畔管理が可能となる新たな技術の開発を提案する。

(5) 鳥獣被害対策の強化

電気柵の設置やジビエ利用など農村地域で対応できる被害防止対策は講じているが、被害は収まらず水稻や園芸品目などの農業生産においてさらなる対策が必要である。

そのため、防護柵や捕獲に係る必要資材への助成や、行政と公安の連携による狩猟の規制緩和、新たな被害防止策の研究や省力技術の開発などを行い、さらなる被害軽減対策の強化を提案する。

(6) 主食用米の価格安定

食料・農業・農村基本法が改正され、食料の合理的な価格形成の仕組みが盛り込まれたが関係者の合意形成は容易ではない。また、米の価格は今年度は米不足による価格上昇があったが、今後も安定的に価格の上昇が見込まれるわけではない。さらに、農村地域における労働力不足が顕著になる中、農村機能を維持するためには土地利用型の農業体系は欠かせないものであり、そのためには適正な米価の安定が必須である。

米価上昇により、飼料用米から主食米への過剰な転換が起こらないよう飼料用米の交付金と販売価格の引き上げや米粉による消費拡大、輸出の促進などの施策強化を提案する。

(7) インボイス制度に対する柔軟な対応

インボイス制度は、集落営農法人の経営に大きな影響を与えており、経過措置の延長や農事組合法人の従事分量配当へ優遇措置を設けるなど柔軟な対応を提案する。

(8) 肥料にとどまらない資材・飼料・燃油・電気等の高騰への支援策の要請

肥料価格高騰対策が実施されているが、資材・飼料のほか、燃油価格や電気代も高騰が続いており、幅広い生産原価の高騰対策の実施を提案する。

(9) 地域計画の実現について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、各地で地域計画の策定が進められているが、将来の耕作放棄農地の存在が顕在化してきている。今後、地域計画の完成度を高めていくために、策定主体となる市町村に対する支援対策の強化を提案する。

(10) 物流2024年問題への対応

令和6年4月からトラックドライバーの時間外労働の規制が強化され、物流業界では運転手の不足等で運賃の高騰や輸送量の減少が懸念されている。産地から消費地に安定して農産物を供給していく食料安全保障の観点からも物流2024年問題への対応施策の強化を提案する。